



■ H22(2010)年3月11日

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」について

京浜河川事務所では、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」の公募を次のとおり行います。この協定は、京浜河川事務所の管理する河川管理施設等で発生した災害の応急復旧について、速やかに対応することを目的とします。

協定締結に参加希望される方は、下記の公告文を参照のうえ申請してください。

- 提出期間 : 平成22年3月11日（木）～平成22年3月25日（木）
- 受付時間 : 9時15分～18時00分（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）
- 提出物 : 申請書（様式-1）
: 調査票（様式-2-1、2-2）
: 他機関との協定書等のコピー（他機関との災害協定がある場合のみ）
- 提出部数 : 1部（紙によるものとします）

■ 提出方法

： 提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限り、また、持参による場合は受付時間内に限り、なお、電送（ファクシミリ等）、電子メール等によるものは、受け付けません。

公告文は文末をご覧ください

公 告

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請してください。

平成 22 年 3 月 10 日
国土交通省関東地方整備局
京 浜 河 川 事 務 所 長
元 永 秀

記

1. 協定の目的

京浜河川事務所の管理する河川管理施設等で発生した災害の応急復旧について、速やかに対応することを目的とします。

2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1（多摩川）、別紙－2（鶴見川）、別紙－3（相模川）
のとおり

3. 申請書類

- (1) 申請書 様式－1
- (2) 調査票 様式－2－1、2－2

4. 申請者の資格条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）
第 70 条および第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）平成 21・22 年度一般競争（指名競争）
入札参加資格のうち、「一般土木工事」又は「維持修繕工事」のどちらかに認定
されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正
手続開始の申立てがなされている者又は（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地
方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指
名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 京浜河川事務所の管理する河川のうち、多摩川、鶴見川、相模川の各出張所管内より30km以内にある市区町に、建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

なお、下表は各出張所管内より30km以内に自治体本庁舎がある自治体を○としているものである。

河川名 出張所名 自治体	多摩川			鶴見川		相模川
	田園調布 出張所	多摩 出張所	多摩川上 流出張所	鶴見 出張所	新横浜 出張所	相模 出張所
江東区	○	○	×	○	○	×
中央区	○	○	×	○	○	×
千代田区	○	○	×	○	○	×
墨田区	○	○	×	○	○	×
台東区	○	○	×	○	○	×
文京区	○	○	×	○	○	×
荒川区	○	○	×	○	○	×
豊島区	○	○	×	○	○	×
北区	○	○	×	○	○	×
新宿区	○	○	×	○	○	×
港区	○	○	×	○	○	×
渋谷区	○	○	×	○	○	×
目黒区	○	○	×	○	○	×
大田区	○	○	×	○	○	×
品川区	○	○	×	○	○	×
板橋区	○	○	×	○	○	×
中野区	○	○	×	○	○	×
練馬区	○	○	○	○	○	×
杉並区	○	○	○	○	○	×
世田谷区	○	○	×	○	○	×
東久留米市	○	○	○	○	○	×
西東京市	○	○	○	○	○	×
武蔵野市	○	○	○	○	○	×
小平市	○	○	○	○	○	×
小金井市	○	○	○	○	○	×
三鷹市	○	○	○	○	○	×
国分寺市	○	○	○	○	○	×
国立市	○	○	○	○	○	×

河川名 出張所名 自治体	多摩川			鶴見川		相模川
	田園調布 出張所	多摩 出張所	多摩川上 流出張所	鶴見 出張所	新横浜 出張所	相模 出張所
府中市	○	○	○	○	○	×
調布市	○	○	○	○	○	×
狛江市	○	○	○	○	○	×
稲城市	○	○	○	○	○	×
多摩市	○	○	○	○	○	×
日野市	○	○	○	×	×	×
八王子市	○	○	○	×	×	×
町田市	○	○	○	○	○	×
清瀬市	○	○	○	×	×	×
東村山市	○	○	○	×	×	×
東大和市	○	○	○	×	×	×
立川市	○	○	○	×	×	×
昭島市	×	○	○	×	×	×
武蔵村山市	×	○	○	×	×	×
福生市	×	○	○	×	×	×
羽村市	×	○	○	×	×	×
青梅市	×	○	○	×	×	×
あきる野市	×	○	○	×	×	×
瑞穂町	×	○	○	×	×	×
日の出町	×	○	○	×	×	×
奥多摩町	×	×	○	×	×	×
檜原村	×	×	○	×	×	×
横浜市	○	○	○	○	○	○
川崎市	○	○	○	○	○	○
相模原市	○	○	○	○	○	○
大和市	○	○	×	○	○	○
座間市	○	○	○	○	○	○
厚木市	×	○	×	○	○	○
海老名市	○	○	×	○	○	○
藤沢市	×	×	×	○	○	○
綾瀬市	○	○	×	○	○	○
鎌倉市	×	×	×	○	○	○
横須賀市	×	×	×	○	○	○
葉山市	×	×	×	○	○	○

河川名 出張所名 自治体	多摩川			鶴見川		相模川
	田園調布 出張所	多摩 出張所	多摩川上 流出張所	鶴見 出張所	新横浜 出張所	相模 出張所
逗子市	×	×	×	○	○	○
茅ヶ崎市	×	×	×	×	×	○
寒川町	×	×	×	×	×	○
平塚市	×	×	×	×	×	○
伊勢原市	×	×	×	×	×	○
秦野市	×	×	×	×	×	○
小田原市	×	×	×	×	×	○
南足柄市	×	×	×	×	×	○
大磯町	×	×	×	×	×	○
二宮町	×	×	×	×	×	○
中井町	×	×	×	×	×	○
松田町	×	×	×	×	×	○
開成町	×	×	×	×	×	○
山北町	×	×	×	×	×	○
愛川町	×	×	×	×	×	○
清川村	×	×	×	×	×	○

- (5) 申請書及び資料の提出期限から協定締結の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (8) 災害時における応急復旧・応急対応等に関する事務所と施工業者等との協定に基づく応急復旧等の業務に対して、法定外労働災害補償制度（元請・下請を問わず補償できる保険であること）に加入できること。

5. 評価項目

希望出張所に多数の応募者がある場合は、下記により評価を行い得点の高い者を優先します。最高得点は125点となります。

評価項目	条件等	得点	欠格
建設機械保有台数	バックホウ (0.45m ³ 以上)	4台以上 10点 2～3台 5点 0台 0点	—
	ブルドーザー (3t以上)	4台以上 10点 2～3台 5点 0台 0点	—
	ダンプトラック (2t以上)	4台以上 10点 2～3台 5点 0台 0点	—
	移動式クレーン (4.9t吊以上)	2台以上 10点 1台 5点 0台 0点	—
備蓄資材量	砕石・栗石	100m ³ 以上 10点 30m ³ ～100m ³ 未満 5点 30m ³ 未満 0点	—
	大型土のう (容量1m ³ 以上)	50袋以上 10点 10～49袋 5点 10袋未満 0点	—
	敷鉄板 (厚さ22mm, 1.5m×6m)	10枚以上 10点 5～9枚 5点 4枚以下 0点	—
災害時における 人員配置	・技術士(総合・建設・ 農業土木・森林土木) ・1又は2級土木施工管 理技士 ・1又は2級建設機械施 工技士	4人以上 10点 2～3人 5点 1人 0点	0人 欠格
	作業員	10人以上 10点 5～9人 7点 1～4人 3点	0人 欠格
災害協定締結	京浜河川事務所との 協定締結	協定あり 10点 協定なし 0点	—
	協定締結件数	1～2件 5点 3～5件 2点 6件以上 0点	—

評価項目	条件等	得点	欠格
工事实績	京浜河川（工事）事務所発注工事の平成11年度以降の元請けとしての施工実績	10件以上 10点 5～9件 5点 1～4件 3点	—
希望出張所までの距離	本店、支店又は営業所のいずれかからの直線距離	10km未満 10点 10km以上20km未満 5点 20km以上30km未満 0点	30kmを超える 欠格

6. 協定締結

申請書を審査の上、協定締結者には平成22年3月29（月）頃発送予定で郵送にて通知します。

協定締結は、各区間で1社を考えています。

7. 申請書類の提出

(1) 提出期間および受付時間

平成22年3月11日（木）～平成22年3月25日（木）

9：15～18：00まで（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

(2) 提出場所及び問い合わせ先

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 防災情報課

TEL 045-503-4018（直通）

(3) 提出物及び部数

- 提出物
- ・申請書（様式-1）
 - ・調査票（様式-2-1、2-2）
 - ・他機関との協定書等のコピー（他機関との災害協定がある場合のみ）

提出部数 1部 紙によるものとします。

(4) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。また、持参による場合は前記7.（1）の受付時間内に限ります。なお、電送（ファクシミリ等）、電子メール等によるものは、受け付けません。

8. その他

(1) 本協定の締結者には、標準Ⅰ型、標準Ⅱ型または簡易型の総合評価落札方式による工事発注の落札者決定時において、「企業の信頼性・社会性の「地域貢献度」」の項目で、同一都県内の他災害協定では1点のところ、3点が加点されます。

(2) 本協定の締結者には、標準Ⅱ型または簡易型の総合評価落札方式（地域密着工

事型)による工事発注の落札者決定時において、「企業の信頼性・社会性の「地域貢献度」」の項目で、同一都県内の他災害協定では5点のところ、10点が加算されます。

- (4) 協定区間は、京浜河川事務所で決定します。
- (5) 協定締結期間は平成23年度までとし、1年毎に資機材等の状況調査票を提出していただきます。なお、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)平成21・22年度一般競争(指名競争)入札参加資格のうち、「一般土木工事」及び「維持修繕工事」が認定されなかった場合は、自動的に協定は無効とします。
- (6) 調査票作成等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (7) 提出する申請書、調査票は、当目的以外に使用することはありません。
- (8) 提出された申請書、調査票は返却しません。なお、差し替え等につきましても応じられません。
- (9) 本公告、協定書(案)、協定区間、申請書および調査票については、下記に示す当事務所のホームページ及び当事務所及び出張所の掲示板にて、閲覧が可能です。
- (10) 協定会社が定数に達しない場合については、申請書提出の期限が過ぎても引き続き受け付けますので、問い合わせをお願いいたします。

◆京浜河川事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/index.htm>

◆掲示、期間及び時間

【掲示場所】

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

- ・1F 掲示板
- ・田園調布出張所(東京都大田区田園調布本町3-1-1)
- ・多摩出張所(東京都稲城市大丸3-1-17-1)
- ・多摩川上流出張所(東京都福生市南田園3-6-4-2)
- ・鶴見出張所(神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-1-6-13)
- ・新横浜出張所(神奈川県横浜市港北区小机町2-0-8-1)
- ・相模出張所(神奈川県平塚市中堂2-4-6-2)

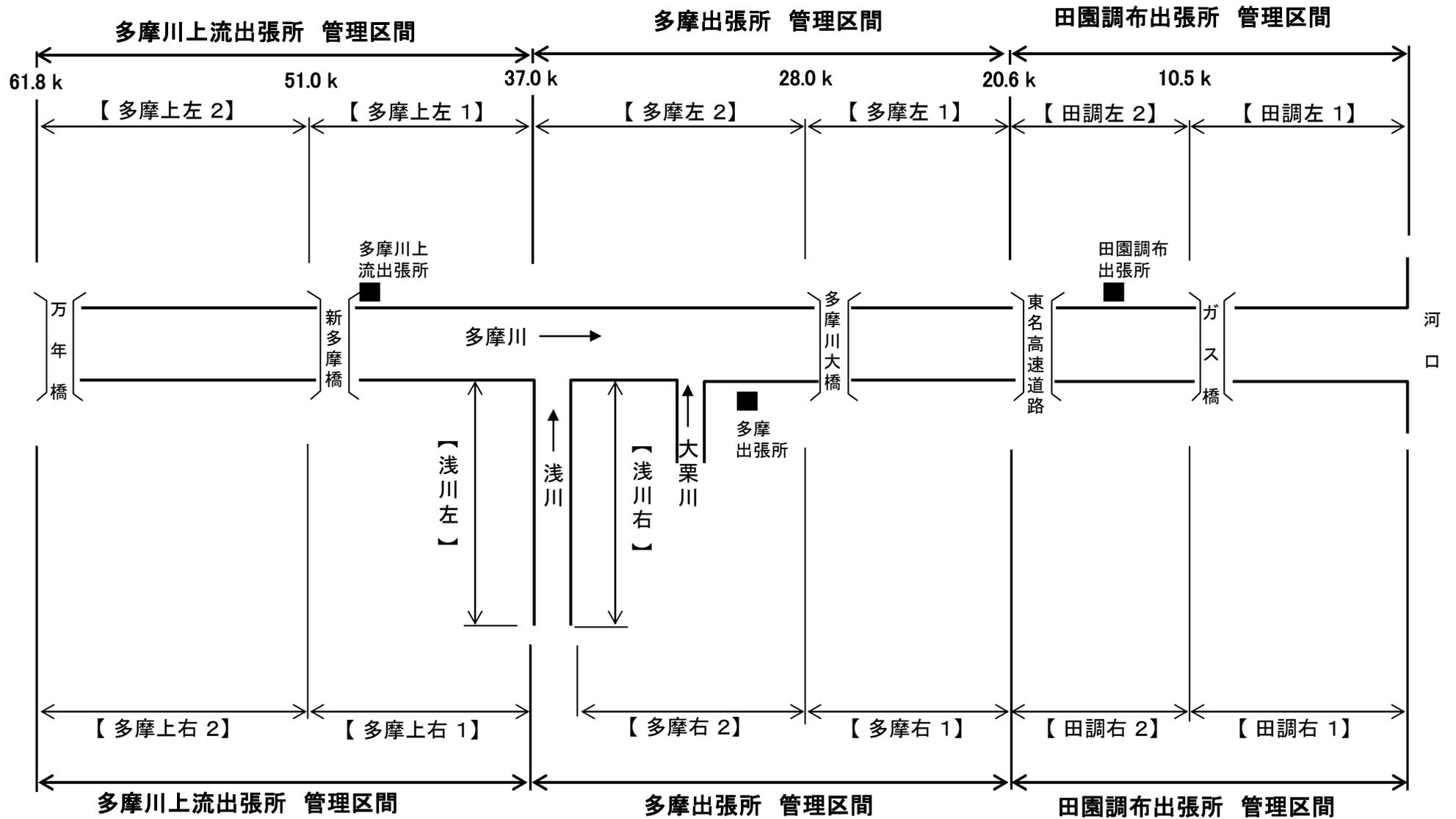
【掲示期間及び時間】

平成22年3月11日(木)～平成22年3月25日(木)
9:30～17:00までの間(土曜日、休日は除く)

以 上

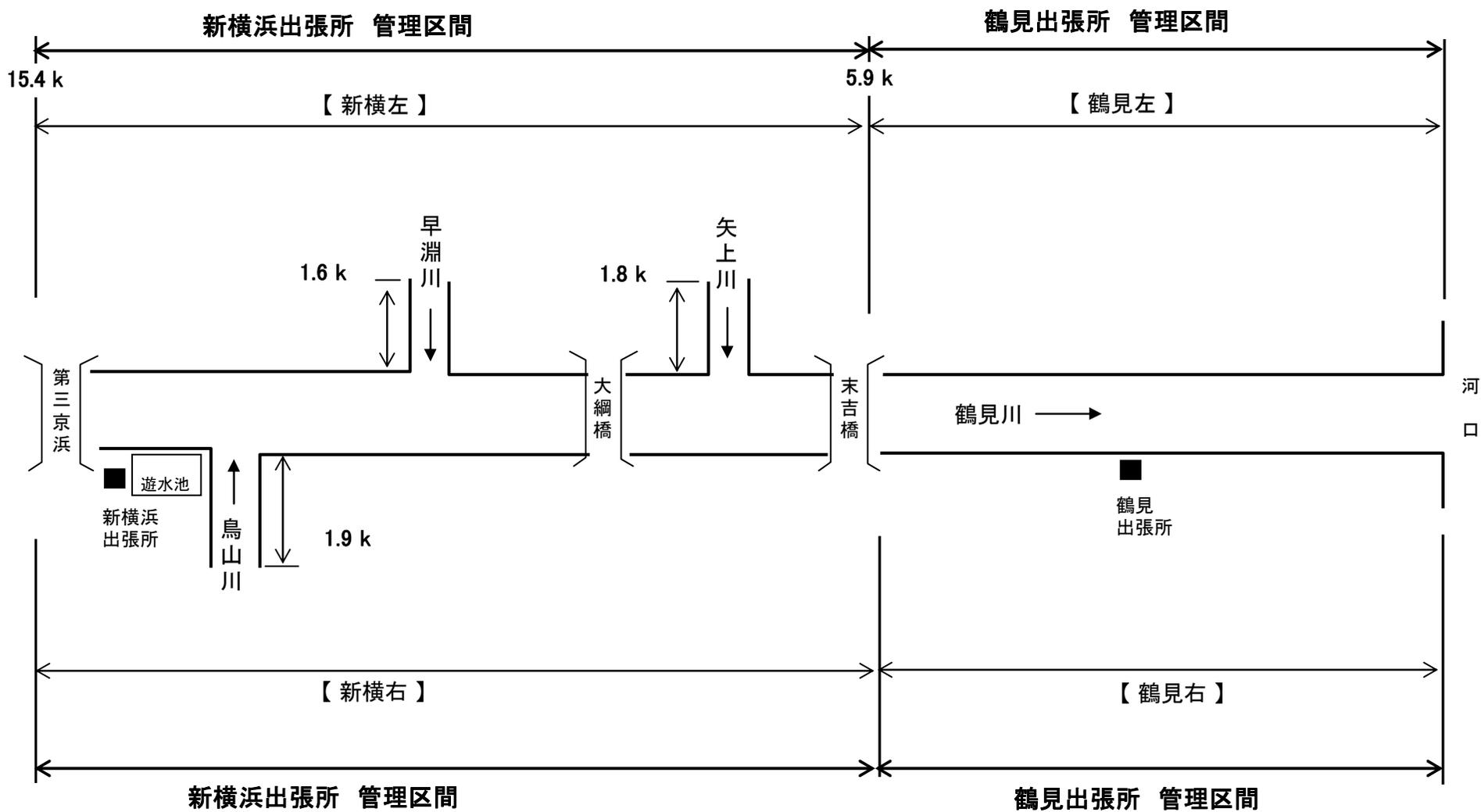
災害時における河川災害復旧業務の施工区間（多摩川・浅川・大栗川）

【多摩川水系 多摩川・浅川・大栗川】



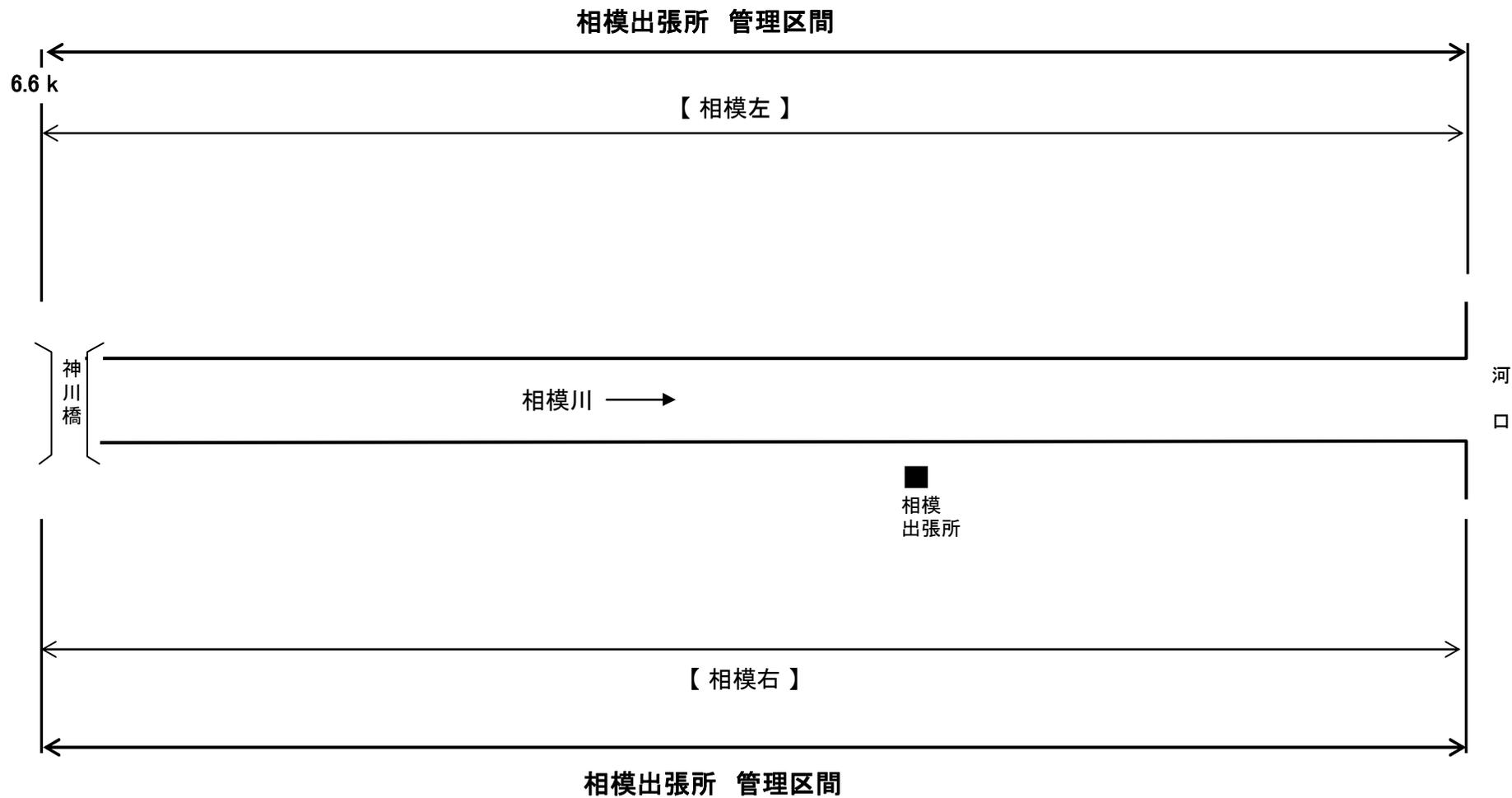
災害時における河川災害復旧業務の施工区間（鶴見川・矢上川・早淵川・鳥山川・遊水地）

【鶴見川水系 鶴見川・矢上川・早淵川・鳥山川・遊水地】



災害時における河川災害復旧業務の区間割と現状（相模川）

【相模川水系 相模川】



協 定 参 加 申 請 書

平成22年 月 日

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所長 あて

住 所：〒

代表者：

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定」に参加したく申請いたします。

担 当 者：

部 署：

電話番号：

内線

河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)

会社名： _____

1. 資機材

	項 目	規 格	数 量	保有先住所 (例：横浜市鶴見区鶴見中央2丁目)	自 社 ・ 協 力 会 社 別
資	バックホウ (0.45m ³ 以上)	(m ³) (m ³) (m ³)	台 台 台		
	ブルドーザー (3t以上)	(t) (t) (t)	台 台 台		
	ダンプトラック (2t以上)	(t) (t) (t)	台 台 台		
機	移動式クレーン (4.9t吊以上)	(t 吊) (t 吊) (t 吊)	台 台 台		
	砕石・栗石		m ³		
材	大型土嚢袋	容量1m ³ 以上	袋		
	敷鉄板	厚さ22mm, 1.5m×6m以上	枚		

2. 災害時における人員配置

	項 目	配置できる 人員	適 用
人 員	自社技術者	人	技術士 (部門) 人 1 級土木施工管理技士 人、 1 級建設機械施工技士 人 2 級土木施工管理技士 人、 2 級建設機械施工技士 人
	自社作業員	人	
	協力会社作業員	人	

3. 災害時の協定締結状況

協定・契約の別	期 間	協定・契約相手

注)・平成21年度内の国、都県、市町村と災害時における協定又は契約を締結している場合は、すべて記載してください。(締結していない場合は無記入)

・協定書又は契約書の写しを提出して下さい。

河川災害応急復旧業務に関する調査票(2)

会社名：_____

○希望する出張所区間

	出張所区間名	最寄りの本店、支店及び営業所の名称・住所
	例) 多摩右1	
希望 ①		
希望 ②		
希望 ③		

- 注) ・希望出張所は最大3出張所までとします。
 ・協定区間は京浜河川事務所で決定します。

○当事務所発注工事の施工実績

工事名	最終請負金額	工期	CORINS登録番号

- 注) ・京浜河川(工事)事務所発注工事の平成11年度以降の元請けとしての施工実績とします。
 ・施工実績が10件を超える場合は、代表的なものを10件記載とします。
 ・施工実績の工種は問いません。

別 冊

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書(案)

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所長 元永秀（以下「甲」という。）と、〇〇建設（株）代表取締役社長 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における河川応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は京浜河川事務所が管理する河川施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は管内の下記とする。

区間名称：〇ー〇

区間範囲：〇〇川〇岸〇〇．〇k mから〇〇川〇岸〇〇．〇k m

（業務の実施体制）

第3条 甲は、河川に災害が発生し必要と認めるときは被害状況に応じて書面または電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、現場責任者を定め、直ちに被災状況の把握と報告、並びに甲の指示による当該被害の応急復旧を実施するものとする。

3. 乙は、業務の請負契約を取り交わす時点で、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第5条 乙または第3条第2項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 乙は予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し甲に書面により報告するものとする。

2. 乙は前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(建設資機材等の提供)

第9条 甲及び乙はこの協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

(費用の請求)

第11条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を、第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第12条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第13条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害をおよぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期限は、協定締結日から平成24年3月31日までとする。

(協定解除)

第15条 甲は乙に対して本協定を締結するのが著しく不相当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ協定締結を解除することができる。

(協議)

第16条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第17条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日 建設省厚第91号)に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

(雑則)

第18条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

平成22年 4月 日

甲 住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

氏名 国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所長 元永 秀

乙 住所

氏名